

事業者の皆様へのお願い

○療養解除（退院）については、医療関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**従業員等へ陰性証明等の提出を求める必要はありません。**

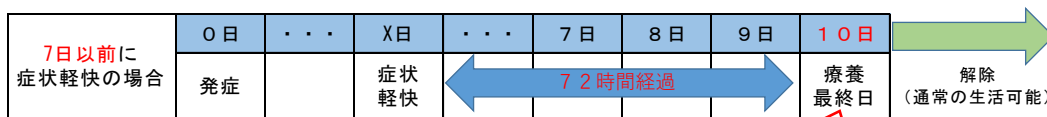
○このため、労働者に対し、陰性証明発行を目的とした医療機関の受診勧奨はお控え下さい。

○濃厚接触者としての待機期間経過後についても、**従業員等へ陰性証明等の提出を求める必要はありません。**

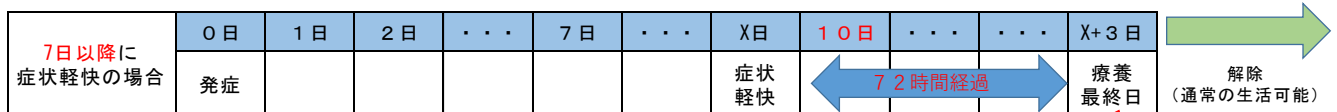
(参考) 新型コロナウイルス感染症の療養解除・退院基準について <R4.1.28から適用>

【有症状者の場合】

発症日から**10日間経過**し、かつ、**症状軽快後72時間経過**した場合



感染させる
可能性の最終日

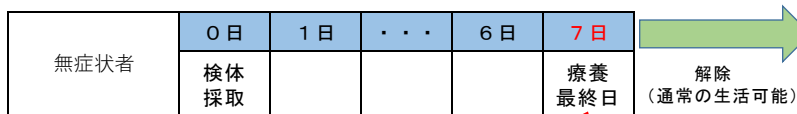


感染させる
可能性の最終日

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを言います。

【無症状者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から**7日間経過**した場合



感染させる
可能性の最終日

※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認して下さい。

※当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日として【有症状者の場合】の基準に沿って療養してください。